

介護予防訪問看護サービス重要事項説明書

第1章 総 則

第1条（基本方針）

1. 地域福祉を豊かで住みやすくするために、介護予防訪問看護サービスを提供することによって、福祉の増進とまちづくりを推進します。
2. お客様の人格を尊重し、常にお客様の立場に立ったサービスを提供します。
3. 地域福祉の向上のため、市町村、介護予防支援事業者、他の介護予防サービス事業者
その他保健・医療機関と密接に連携します。

第2条（介護予防訪問看護サービスの目的）

あいあいは、お客様が可能な限りその居宅において、要支援状態の維持もしくは改善を図り、又は要介護状態となることを予防し、自立した日常生活を営むことができるよう支援するとともに、その療養生活の支援、心身の機能の維持回復を目的とし、介護予防訪問看護サービスを提供します。

第2章 法人案内

第3条（法人の概要）

- | | |
|----------|-------------------|
| （1）法人名 | 特定非営利活動法人 あいあい |
| （2）法人所在地 | 三重県尾鷲市矢浜一丁目15番45号 |
| （3）電話番号 | 0597-23-3007 |
| （4）代表者氏名 | 湯浅 しおり |
| （5）設立 | 2000年12月 |

第4条（サービスを提供する事業所の概要）

事業所名	在宅ケアグループ あいあい
所在地	三重県尾鷲市矢浜四丁目1番46号
電話番号	0597-37-4165
介護保険指定番号	2461090025
サービス提供地域	尾鷲市・紀北町

第5条（同事業所の職員体制）

令和 8 年 6 月 1 日現在

	資 格	常 勤	非常勤	計
管 理 者	看護師	1 人	人	1 人
事務職員		1 人	人	1 人
従 事 者	保健師	人	人	人
	看護師	2 人	5 人	7 人
	准看護師	人	3 人	3 人
	理学療法士	人	3 人	3 人

第6条（サービス提供時間）

24時間 365日

第3章 サービス内容

第7条（サービスの内容）

- ・ 身体状況や病状の観察、健康管理
- ・ 栄養、清潔、排泄の支援
- ・ 機能訓練などのリハビリテーション
- ・ 認知症の方への看護
- ・ 精神疾患の方への看護
- ・ 在宅療養に関するご相談や助言
- ・ 医療処置や医療機器の管理（主治医の指示がある場合）

※ 上記のサービスは、お客様がその有する能力を最大限活用することができるような方法によって行います。

- 2 お客様に対する具体的なサービスの実施内容、実施日、時間等は、介護予防サービス計画(ケアプラン)がある場合には、それを踏まえた介護予防訪問看護計画に定められます。ただし、お客様の状態の変化、介護予防サービス計画に位置付けられた目標の達成度等を踏まえ、必要に応じて変更することがあります。
- 3 お客様の状態の変化等により、サービス提供量が、介護予防訪問看護計画に定めた実施回数、時間等を大幅に上回る場合には、介護予防支援事業者と調整の上、支給区分の変更、介護予防サービス計画の変更又は要支援認定の変更、要介護認定の申請の援助等必要な支援を行います。

第8条（サービス従事者）

本契約において「サービス従事者」とは看護婦師、准看護婦師、理学療法士等、あいあい介護予防訪問看護サービスを提供するために使用する者をいうものとします。

- 2 サービスの提供に当たっては、あいあいを選任した看護婦師、准看護婦師、理学療法士がサービスを行います。お客様が看護婦師、准看護婦師、理学療法士等を指名することは

できません。あいあいの都合により、これらサービス従事者を交代することがあります。その場合、お客様及び介護者等に対して、サービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮するものとします。

- 4 お客様は、選任されたサービス従事者の交代を希望する場合には、当該サービス従事者が業務上不適当と認められる事情その他交代を希望する理由を明らかにして、あいあいに対してサービス従事者の交代を申し出ることができます。
- 5 あいあいには、サービス従事者の交代により、お客様及び介護者等に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮するものとします。

第9条（サービス従事者の禁止事項）

サービス従事者は、お客様に対する介護予防訪問看護サービスの提供にあたって、次の各号に該当する行為を行いません。

- ①お客様又は介護者等からの金銭又は物品の授受
- ②お客様の家族等に対する介護予防訪問看護サービスの提供
- ③飲酒及び喫煙
- ④身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く）
- ⑤その他利用者又は家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為

第4章 利用料金

第10条（利用料）

（1）利用料（通常時間帯 8：00～18：00）（下記は自己負担割合 1 割の場合）

	20分未満	30分未満	30分以上 1時間未満	1時間以上 1時間30分未満
予防訪問看護（看護師）	303円	451円	794円	1,090円
予防訪問看護（理学療法士）	1回20分（1日2回まで週6回限度）284円			
複数名訪問看護加算Ⅰ	上記+254円	上記+254円	上記+402円	上記+402円
予防訪問看護退院時共同指導加算	退院・退所後の初回1回につき 600円			
予防緊急時訪問看護加算Ⅰ	1ヶ月につき 600円			
予防特別管理加算Ⅰ	1ヶ月につき 500円			
予防特別管理加算Ⅱ	1ヶ月につき 250円			
サービス提供体制強化加算	1回につき 6円			
予防訪問看護初回加算Ⅰ	初回月につき 350円			
予防訪問看護初回加算Ⅱ	初回月につき 300円			
同一建物減算（サ高住のみ）	所定単位数×90%			
介護職員等処遇改善加算	総単位数×1.8%			

- 2 上記のサービス利用料金は、実際にサービスに要した時間ではなく、介護予防サービス計画及び介護予防訪問看護計画に基づき決定されたサービス内容を行うため

に、標準的に必要となる時間に基づいて介護給付費体系により計算されます。

- 3 通常の時間帯以外の時間帯でサービスを行う場合は、次の割合で利用料金に割増料金が加算されます。

早朝（ 6：00～ 8：00）	25%
夜間（18：00～22：00）	25%
深夜（22：00～ 6：00）	50%

- 4 複数名訪問看護加算（Ⅰ）は、二人の看護師等（両名とも保健師、看護師、准看護師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士であることを要する。）が同時に介護予防訪問看護を行う場合（お客様の身体的理由により1人の看護師等による訪問看護が困難と認められる場合等）に加算されます。

- 5 退院時共同指導加算は、病院、診療所又は介護老人保健施設に入院中又は入所中の方が退院又は退所するに当たり、指定介護予防訪問看護ステーションの看護師等（准看護師を除く。）が、退院時共同指導を行った後に、退院又は退所後その方に対し、初回の指定介護予防訪問看護を行った場合に、当該退院又は退所につき1回（特別な管理を必要とする方については2回）に限り加算されます。

- 6 緊急時訪問看護加算（Ⅰ）は、利用者の同意を得て、利用者又はそのご家族等に対して24時間連絡体制にあつて、かつ、計画的に訪問することとなっていない緊急時訪問を必要に応じて行う場合、又、利用者またはその家族等から電話等により看護に関する意見を求められた場合に常時対応できる体制にあつて、かつ、緊急時訪問における看護業務の負担の軽減に資する十分な業務管理等の体制の整備が行われている場合に加算されます。同意書面は別添のとおりです。

- 7 特別管理加算（Ⅰ）は、指定介護予防訪問看護に関し特別な管理を必要とする利用者（別に厚生労働大臣が定める状態にあるものに限る。）に対して、指定介護予防訪問看護の実施に関する計画的な管理を行なった場合に加算されます。なお、「別に厚生労働大臣が定める状態にあるもの」とは次のとおりです。

①在宅悪性腫瘍患者指導管理若しくは在宅気管切開患者指導管理を受けている状態
又は気管カニューレ若しくは留置カテーテルを使用している状態

- 8 特別管理加算（Ⅱ）は、指定介護予防訪問看護に関し特別な管理を必要とする利用者（別に厚生労働大臣が定める状態にあるものに限る。）に対して、指定介護予防訪問看護の実施に関する計画的な管理を行なった場合に加算されます。なお、「別に厚生労働大臣が定める状態にあるもの」とは次のとおりです。

①在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理又は在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態

②人工肛門又は人工膀胱を設置している状態

③真皮を越える褥瘡の状態

④点滴注射を週3日以上行う必要があると認められる状態

9 サービス提供体制強化加算は、厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た介護予防訪問看護事業所が、お客様に対し、介護予防訪問看護を行った場合に加算されます。

10 初回加算（Ⅰ）は、新たに介護予防訪問看護計画書を作成した利用者様に対して、病院、施設等から退院、退所した日に初回の介護予防訪問看護を提供した場合に加算します。初回加算（Ⅱ）は、新たに介護予防訪問看護計画書を作成した利用者様に対して、病院、施設等から退院、退所した日の翌日以降に初回の介護予防訪問看護を提供した場合に加算します。

※初回加算は（Ⅰ）か（Ⅱ）どちらかしか算定しません。

初回加算の対象者は以下の通りです。

- ・新規の利用者様
- ・過去2ヶ月間（暦月）に当該看護事業所から訪問看護を受けていない方
- ・要介護⇄要支援への区分変更の利用者様

11 介護予防訪問看護サービスの利用について、公的介護保険の適用がある場合には、消費税は非課税です。

12 通常事業実施地域を越える訪問については、実施地域を越えた地点から片道1kmごとに50円頂きます。

（上記の場合、訪問看護員活動費として30分につき550円いただきます。）

13 介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

*加算が変更した場合は文書にてお知らせします。

第11条（キャンセル料）

本契約の第7条に定める利用日のキャンセルの場合、以下に定めるキャンセル料をいただきます。但し24時間前までにご連絡をいただければ、キャンセル料はいただきません。

なお、キャンセル料は全額自己負担となりますのでご注意ください。

サービス提供時間の24時間前までにご連絡をいただいた場合	無 料
それ以降	550円 (あいあいボランティア料金 30分と同額)

※但し、お客様の当日キャンセルが相次いだ場合、上記有料キャンセル料金を協議の上変更するものとします。

第12条（お支払い方法）

毎月10日までに前月分の請求をいたしますので、あいあいが定める期日までにお支払い下さい。1ヶ月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用実績に基づいて計算した金額とします。

お支払い方法は現金支払い、もしくはあいあい指定する銀行口座への振込み、もしくはあいあい提携する銀行のお客様の指定口座より引落としとさせていただきます。

第5章 その他

第13条（あいあい及びサービス従事者の義務）

1. あいあい及びサービス従事者は、サービスの提供にあたってお客様の生命、身体、財産の安全に配慮するものとします。
2. あいあいは、サービス実施日において、サービス従事者によりお客様の体調・健康状態等の必要な事項について、お客様又は介護者等から聴取・確認したうえで介護予防訪問看護サービスを実施するものとします。
3. あいあいは、お客様に対する介護予防訪問看護サービスの実施について記録を作成し、それを2年間は保管し、お客様もしくは代理人の請求に応じてこれを閲覧させ、又はその複写物を交付するものとします。
4. あいあいは、介護予防訪問看護サービスの提供のために準備した備品等について、安全性をふまえて適切な管理を行うものとします。
5. あいあいは、介護予防訪問看護サービスの提供にあたって、緊急時の連絡先として主治医を確認するなど医師・医療機関への連絡体制の確保に努めるものとします。

第14条（サービスの利用についての注意事項）

- (1) 介護予防訪問看護サービスの実施に関する指示・命令
介護予防訪問看護サービスの実施に関する指示・命令は全てあいあいが行います。但し、あいあいは介護予防訪問看護サービスの実施に当たってお客様の事情・意向等に十分配慮します。
- (2) ご承諾願うこと
訪問予定時間は、交通事情により前後することがあります。

第15条（緊急時及び事故発生時の対応方法）

サービス提供中に容体の急変もしくは何らかの事故が発生した場合、事前の打合せにより、主治医、救急隊、親族、市町村、介護予防支援事業者などへ連絡し、必要な措置を講じます。

また、利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

損害保険会社名：あいおいニッセイ同和損保

第 16 条（守秘義務）

あいあい及びサービス従事者は、介護予防訪問看護サービスを提供する上で知り得たお客様及びその家族等に関する事項を、第三者に漏洩しません。

- 2 本条第 1 項に拘わらず、お客様に医療上必要性がある場合、お客様に係る介護予防支援事業者との連携を図るなど、正当な理由によりお客様又はその家族等の個人情報を用いる必要がある場合には、お客様の事前の同意を書面により得るものとします。

第 17 条（虐待防止）

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- ①虐待防止に関する担当者を選定しています。

虐待防止に関する担当者：管理者 山本 淳子

- ②虐待防止のための対策を検討する委員会を年 1 回以上定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図っています。
- ③虐待防止のための指針の整備をしています。
- ④従業者に対して、虐待を防止するために年 1 回以上定期的な研修を実施するとともに、新規採用時には必ず実施します。
- ⑤サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

第 18 条（衛生管理等）

事業所は、訪問看護員等の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めます。また、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。

- ①事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会をおおむね 3 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ります。
- ②事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
- ③事業所において、従業者に対し感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施しています。

第 19 条（業務継続計画の策定等）

- ①感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する介護予防訪問看護の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。

②従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施します。

③定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

第 20 条（身体的拘束等）

事業者は、原則として利用者に対して身体拘束を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、利用者に対して説明し同意を得た上で、次に掲げることに留意して、必要最小限の範囲内で行うことがあります。その場合は、身体拘束を行った日時、理由及び態様等についての記録を行います。また事業者として、身体拘束をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

- （１）緊急性…直ちに身体拘束を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限ります。
- （２）非代替性…身体拘束以外に、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止することができない場合に限ります。
- （３）一時性…利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解きます。

第 21 条（ハラスメント等）

事業所は、適切な介護予防訪問看護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動または優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じます。

第 22 条（サービスに対する相談・苦情）

- ・相談窓口　：　在宅ケアグループ　あいあい

責任者：湯浅しおり　担当者：介護予防訪問看護事業所　管理者

営業時間　：　24時間

電話番号　：　0597-37-4165

- ・三重国民健康保険団体連合会苦情窓口

電話番号　：　059-222-4165

- ・紀北広域連合

電話番号　：　0597-35-0888

- ・各市町村窓口

介護予防訪問看護の提供開始にあたり、利用者に対して契約書および本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

事業所

所在地 三重県尾鷲市矢浜四丁目1番46号

名 称 在宅ケアグループあいあい

説明者氏名

私は、あいあいより介護予防訪問看護サービスについての「重要事項説明書」の説明を受けました。

令和 年 月 日

利用者氏名

代筆者氏名

(続柄)